

- (5) 低入札価格調査 上記 3(1)ただし書きの目的を達するため、本業務においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。
- (6) 手続における交渉の有無 無
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 4(1)に同じ。
- (9) 上記 2(1)に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4(3)により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていないならない。
- (10) 外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。  
なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は令和元年 6 月 28 日(金)を予定する。
- (11) 紙入札方式による参加を希望する場合の手続 紙入札方式による参加を希望する者は、上記 4(3)①の期限までに、参加表明書等とともに紙入札方式参加(変更)届出書(電子入札留意事項様式 1)を、上記 4(1)に示す場所に持参又は郵送等により提出しなければならない。
- (12) 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Official in charge of the contract of the procuring entity: Kunihiko Mae Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited
- (2) Classification of the services to be procured: 42
- (3) Subject matter of the contract: The Road Design of The Shinmeishin Highway Road Joyo Smart interchange

- (4) Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 4:00 P.M. 7 June 2019 (If brought with you, 4:00 P.M. 7 June 2019. If by mail, 4:00 P.M. 7 June 2019)
- (5) Time Limit for the submission of proposals: 4:00 P.M. 18 July 2019
- (6) Time Limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 11:00 A.M. 22 August 2019 (If brought with you, 11:00 A.M. 22 August 2019. If by mail 11:00 A.M. 22 August 2019)
- (7) The language used for application and inquiry shall be Japanese.
- (8) Contact point for tender documentation: Shinichi Miki, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1-13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567-0871 Japan Tel. 06-6344-9242 Fax. 06-6344-9913

**公募型競争入札方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))**

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和元年 5 月 22 日

西日本高速道路株式会社 四国支社  
支社長 後藤 貞洋

◎調達機関番号 419 ◎所在地番号 37

**○第 9 号**

1 業務概要

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業務名 令和元年度 四国支社管内材料価格調査業務(電子入札対象)
- (3) 業務箇所  
四国縦貫自動車道  
自) 徳島県徳島市川内町  
至) 愛媛県大洲市東大洲  
四国横断自動車道  
自) 徳島県徳島市北沖洲  
至) 愛媛県大洲市北只

- (4) 業務内容 本業務は、西日本高速道路株式会社四国支社が発注する工事における材料及び労務等について、調査対象事業者の訪問による「面接調査」、郵送等による「通信調査」及び電話等による「聞取調査」等により、工事現場における単位あたりの価格を調査、集計、検証、審査する業務である。
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 3 年 9 月 30 日まで
- (6) 本業務は、入札前に業務実施計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によるものである。
- (7) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。  
なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
- 2 指名されるために必要な要件
- (1) 入札参加者に要求される資格
- ① 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成 17 年細則第 7 号)第 6 条の規定に該当しない者であること。
- ② 西日本高速道路株式会社における平成 31・32 年度調査等競争参加資格(経済調査)の認定を受けている者であること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成 17 年要領第 96 号)」に基づき、「地域 3」において、入札参加資格停止を受けていないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- 1) 以下のいずれかの場合に該当する資本関係
- I) 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。
- II) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

- 2) 以下のいずれかの場合に該当する人的関係
- I) 一方の会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
- (イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
- a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (ロ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員
- (ハ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- (ニ) 組合の理事
- (ホ) その他業務を執行する者であつて、(イ)から(ニ)までに掲げる者に準ずる者
- II) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- III) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。